



宮 崎 県 公 報

平成28年1月28日(木曜日) 第 2763 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 2	
○指定介護老人福祉施設の指定…………… (“) 2	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 3	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 3	
○有害興行の指定…………… (子ども家庭課) 3	
○内水面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予 定日、申請期間、免許期間及び関係地区…………… (水産政策課) 4	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同 意…………… (“) 4	

○土砂災害警戒区域の指定の解除 (2件) …………… (砂防課) 4	
公 告	
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (蛸・鱸・鮫課) 5	
○肥料の登録の有効期間の更新…………… (営農支援課) 5	
○肥料の登録の失効…………… (“) 6	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 6	
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する 計画の変更…………… (水産政策課) 6	
○落札者等の公告…………… 7	
公安委員会規則	
○宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在 所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一 部を改正する規則…………… 8	
雑 報	
○平成27年度行政書士試験の合格者について……………14	

告 示

宮崎県告示第53号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成28年1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定居宅サービス 事業 所		指定居宅サービス 事業 者		指 定 年 月 日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570203796	デイサービスうき うき	宮崎県都城市都原 町7279番	有限会社まごころ サービス	熊本県熊本市南区 白藤二丁目5番1 号	平成27年12月1日	通所介護
4570302481	デイ・イキル	宮崎県延岡市北川 町川内名7055番地 13	株式会社イキル	宮崎県宮崎市船塚 二丁目138番地	平成27年12月1日	通所介護
4572200345	ヘルパーステーシ ョン和音	宮崎県西臼杵郡五 ヶ瀬町鞍岡1833番 地1	合同会社鞍里音人	宮崎県宮崎市大塚 町正市5590番地1 コアマンション 大塚101号	平成27年12月1日	訪問介護
4562090128	訪問看護 優	宮崎県児湯郡新富 町上富田3805番地	株式会社兒玉	宮崎県児湯郡新富 町上富田3805番地	平成27年12月1日	訪問看護
4570203804	デイサービスふる さと七つ星	宮崎県都城市菓子 野町10298番地1	株式会社フォーユ ー	宮崎県都城市姫城 町14街区26号	平成27年12月25日	通所介護
4570203812	ヘルパーステーシ ョンふるさと七つ 星	宮崎県都城市菓子 野町10298番地1	株式会社フォーユ ー	宮崎県都城市姫城 町14街区26号	平成27年12月25日	訪問介護

宮崎県告示第54号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成28年 1 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302499	居宅介護支援事業所 とらすと	宮崎県延岡市伊達町二丁目5835番地 5	合同会社居宅介護支援事業所とらすと	宮崎県延岡市伊達町二丁目5835番地 5	平成27年12月10日	居宅介護支援

宮崎県告示第55号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第48条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成28年 1 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護老人福祉施設		開設者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570601296	特別養護老人ホーム永寿園ユニット館	宮崎県日向市富高字岩崎 546番地 1	社会福祉法人ひまわり会	宮崎県日向市富高字岩崎 546番地 1	平成27年12月 1 日	介護老人福祉施設

宮崎県告示第56号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成28年 1 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203796	デイサービスうきうき	宮崎県都城市都原町7279番	有限会社まごころサービス	熊本県熊本市南区白藤二丁目 5 番 1 号	平成27年12月 1 日	介護予防通所介護
4570302481	デイ・イキル	宮崎県延岡市北川町川内名7055番地 13	株式会社イキル	宮崎県宮崎市船塚二丁目 138番地	平成27年12月 1 日	介護予防通所介護
4562090128	訪問看護 優	宮崎県児湯郡新富町上富田3805番地	株式会社兒玉	宮崎県児湯郡新富町上富田3805番地	平成27年12月 1 日	介護予防訪問看護
4570203804	デイサービスふるさと七つ星	宮崎県都城市菓子野町 10298番地 1	株式会社フォーユー	宮崎県都城市姫城町14街区26号	平成27年12月25日	介護予防通所介護
4570203812	ヘルパーステーションふるさと七つ星	宮崎県都城市菓子野町 10298番地 1	株式会社フォーユー	宮崎県都城市姫城町14街区26号	平成27年12月25日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第57号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条の規定により、指定

居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年 1 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570202459	指定訪問介護ステーションきしゃぼっぱ	宮崎県都城市菓子野町 10298番地 1	株式会社ビ助っ人	宮崎県都城市菓子野町 10298番地 1	平成27年12月24日	訪問介護
4570202277	デイサービスきしゃぼっぱ	宮崎県都城市菓子野町 10298番地 1	株式会社ビ助っ人	宮崎県都城市菓子野町 10298番地 1	平成27年12月24日	通所介護
4571500604	いでの郷	宮崎県宮崎市清武町船引 857番地	有限会社 C S C	宮崎県宮崎市清武町船引 870番地 1	平成27年12月29日	通所介護

宮崎県告示第58号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570500241	コスモス温泉居宅介護支援センター	宮崎県小林市南西方1130番地77	有限会社さくら総合産業	宮崎県小林市南西方1130番地77	平成27年12月8日	居宅介護支援

宮崎県告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570202459	指定訪問介護ステーションきしゃぼっぱ	宮崎県都城市菓子野町 10298番地 1	株式会社ビ助っ人	宮崎県都城市菓子野町 10298番地 1	平成27年12月24日	介護予防訪問介護
4570202277	デイサービスきしゃぼっぱ	宮崎県都城市菓子野町 10298番地 1	株式会社ビ助っ人	宮崎県都城市菓子野町 10298番地 1	平成27年12月24日	介護予防通所介護

宮崎県告示第60号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成28年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
27年-56	映画	さまようアゲハ 蜜壺トロトロ	榊組 <大蔵映画>	平成28年1月18日

27年-57	映画	劇場版「風に濡れた女」	ジャンゴフィルム、日活 <日活>
27年-58	映画	スチュワーデスの秘密 24時間濡れっぱなし	西沢組 <新日本映像>
27年-59	映画	家族の欲情 うずいて濡れた秘部	深町組 <新東宝映画>
27年-60	映画	ボインのお宿 熟女大宴会!	加藤組 <オーピー映画>
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第61号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第11条第 1 項の規定により、内水面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び関係地区を次のとおり定める。

平成28年 1 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免許予定日
平成28年 6 月 1 日
- 2 申請期間
平成28年 2 月 1 日から平成28年 4 月 30日まで
- 3 免許期間
免許の日から平成35年 8 月 31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項及び関係地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内 共 第 10 号	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業	6 月 1 日から 12 月 31 日まで	平田川本流 及び支流	平田川本流及び支流。ただし、児湯郡川南町平田川下流の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	河川の維持管理その他保全のため、公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	児湯郡 川南町
		こい	1 月 1 日から 12 月 31 日まで				
		うなぎ					
		ふな					
		もくずがに	7 月 1 日から 11 月 30 日まで				

宮崎県告示第62号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成28年 1 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

加入区	の 名 称	日南市第二加入区
区	域	日南市漁業協同組合の地区のうち大堂津支所の地域
区	分	小型かつお漁業及び小型まぐろ漁業

宮崎県告示第63号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により平成20年宮崎県告示第 566号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

同意成立の届出年月日	平成27年11月17日
発起人の住所及び氏名	日南市 株式会社 浜上水産 日南市 有限会社 松下水産

平成28年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
西都市	上山路	07-208-2-020	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第64号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成19年宮崎県告示第433号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	赤水ヶ沢	10-203-2-002	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規

定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成28年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年1月15日	特定非営利活動法人ニユープロジェクト日南	田原 信夫	宮崎県日南市吾田東十一丁目4番3号	この法人は、地域における産・学・官・民連携したネットワークによる協働を促し、スポーツ活動と多様な文化芸術活動を通じて、地域社会の安心と安全の確立と豊かな心づくり、まちづくりに寄与するとともに県内の特定非営利活動法人との交流を図ることを目的とする。

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成28年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第986号	副産動物質肥料	タマノビール	TN 6.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	日本マックランド株式会社	東京都東村山市栄町1丁目34番地66	自 平成18年10月27日 至 平成30年10月26日
宮崎県第964号	肉かす粉末	豚肉粉	TN 8.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成15年12月5日 至 平成33年12月4日
宮崎県第989号	配合肥料	有機入り配合 187	TN 1.0 TP 8.0 CP 7.0 TK 7.0 CK 6.0 WK 5.0 CMg 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成18年12月22日 至 平成30年12月21日
宮崎県第965号	肉骨粉	豚肉骨粉85	TN 8.0 TP 5.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成15年12月24日 至 平成33年12月23日
宮崎県第	肉骨粉	豚肉骨粉 5	TN 5.0	その他の制限事	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941	自 平成15年

966号		10	T P 10.0	項は公定規格のとおり		番地	12月24日 至 平成33年 12月23日
宮崎県第1009号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料	T N 4.0 T P 2.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成25年 1月24日 至 平成31年 1月23日
宮崎県第1010号	乾燥菌体肥料	7.0乾燥菌体肥料	T N 7.0 T P 2.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成25年 1月24日 至 平成31年 1月23日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : リン酸全量、C P : く溶性りん酸、T K : カリウム全量、C K : く溶性カリウム、W K : 水溶性カリウム、C M g : く溶性苦土

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第14条の規定により、次のとおり肥料の登録は、失効した。

平成28年 1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					名称	所在地	
宮崎県第999号	炭酸カルシウム肥料	Mのちから	A L 50.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	仁田脇 良光	宮崎県宮崎市新別府町前浜1401番地33	平成27年10月1日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

A L : アルカリ分

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成28年 1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	櫻木 一 弘	都城市高城町桜木 608番地 9

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

平成28年 1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量で全国第14位、生産額で全国第12位（平成25年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。

- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第 3 条第 1 項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする

- 。
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

- 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
- 第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量			平成27年	平成28年
	まさば及びごまさば		25,000トン	
まいわし		若干	若干	
まあじ		若干	若干	

(注) 「平成27年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成27年7月から平成28年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成27年1月から平成27年12月までである。「平成28年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成28年7月から平成29年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成28年1月から平成28年12月までである。なお、「平成28年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

- 3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
- 第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。
- なお、海域別の数量は、定めない。
- また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		平成27年	平成28年
	第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば	24,445トン	若干
	まいわし		若干	若干
	まあじ		若干	若干

(注) 「平成27年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成27年7月から平成28年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成27年1月から平成27年12月までである。「平成28年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成28年7月から平成29年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成28年1月から平成28年12月までである。なお、「平成28年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

- 4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

- 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- 6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項
- 本県においては該当なし

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る物品等の名称及び数量 S C U (Staging Care Unit) 用資器材 (日南総合運動公園内倉庫) 1 式 S C U (Staging Care Unit) 用資器材 (航空自衛隊新田原基地) 1 式 S C U (Staging Care Unit) 用資器材 (九州保健福祉大学) 1 式	平成28年1月15日
2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号	4 落札者の氏名及び住所 アイティーアイ株式会社 宮崎支店 宮崎市清武町加納3丁目10番
3 落札者を決定した日	5 落札金額 23,976,000円
	6 一般競争入札の公告を行った日 平成27年12月3日

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月28日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第1号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則 (昭和44年宮崎県公安委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

署名	交番、駐在所等名称	位置	
宮 崎 北 警 察 署	橘通交番	宮崎市	橘通西 3 丁目
	高千穂通交番	同	橘通西 4 丁目
	宮崎駅前交番	同	錦町
	大工町交番	同	大橋 2 丁目
	江平交番	同	丸山 2 丁目
	下北交番	同	矢の先町
	花ヶ島交番	同	南花ヶ島町
	和知川原交番	同	和知川原 1 丁目
	青葉町交番	同	宮崎駅東 3 丁目
	一の宮交番	同	吉村町
	阿波岐原交番	同	阿波岐原町
	波島駐在所	同	波島 1 丁目
	平和が丘駐在所	同	池内町
	瓜生野駐在所	同	大字瓜生野
	倉岡駐在所	同	大字糸原
	住吉駐在所	同	大字島之内
	蓮ヶ池交番	同	大字芳土
	西佐土原駐在所	同	佐土原町上田島
	那珂駐在所	同	佐土原町東上那珂
	佐土原町交番	同	佐土原町下田島
宮 崎 南 警 察 署	新町交番	宮崎市	中村西 3 丁目
	大坪交番	同	大坪東 3 丁目
	大塚交番	同	大塚町
	小松台駐在所	同	小松台東 3 丁目
	大塚台駐在所	同	大塚台東 2 丁目
	生目台駐在所	同	生目台東 2 丁目
	宮の元交番	同	大字恒久
	月見ヶ丘駐在所	同	月見ヶ丘 1 丁目
	国富交番	同	大字本郷南方
	青島駐在所	同	青島 2 丁目
	学園木花台駐在所	同	学園木花台北 2 丁目
	木花駐在所	同	大字熊野
	内海駐在所	同	大字内海
	富吉駐在所	同	大字富吉
	田野交番	同	田野町甲
	清武交番	同	清武町西新町
	大久保駐在所	同	清武町今泉
加納交番	同	清武町加納 3 丁目	

	宮崎空港警備派出所	同	大字赤江
日 南 警 察 署	吾田交番	日南市	吾田西 1 丁目
	油津交番	同	岩崎 3 丁目
	飫肥交番	同	飫肥 5 丁目
	東郷駐在所	同	大字東弁分
	鵜戸駐在所	同	大字宮浦
	富士駐在所	同	大字富士
	北郷駐在所	同	北郷町郷之原
	上酒谷駐在所	同	大字酒谷
	下酒谷駐在所	同	同
	細田駐在所	同	大字毛吉田
	南郷駐在所	同	南郷町中村
	外浦駐在所	同	南郷町潟上
	榎原駐在所	同	南郷町榎原
	大堂津駐在所	同	大堂津 1 丁目
串 間 警 察 署	福島交番	串間市	西浜 1 丁目
	北方駐在所	同	大字北方
	高松駐在所	同	大字高松
	本城駐在所	同	大字本城
	都井駐在所	同	大字都井
	市木駐在所	同	大字市木
	大束駐在所	同	大字奈留
都 城 警 察 署	花繰交番	都城市	花繰町
	都城駅前交番	同	栄町
	中央交番	同	前田町
	上町交番	同	上町
	大岩田検問所	同	大岩田町
	祝吉交番	同	郡元町
	鷹尾交番	同	鷹尾 2 丁目
	横市駐在所	同	横市町
	志比田交番	同	志比田町
	沖水交番	同	都北町
	庄内駐在所	同	庄内町
	乙房駐在所	同	乙房町
	西岳駐在所	同	高野町
	山田駐在所	同	山田町山田
	谷頭駐在所	同	山田町中霧島
	中郷駐在所	同	安久町
高崎交番	同	高崎町大牟田	
	前田駐在所	同	高崎町前田

	三股交番 蓼池駐在所 高城交番 志和池駐在所 有水駐在所 山之口駐在所	北諸県郡 同 都城市 同 同 同	三股町五本松 三股町大字蓼池 高城町穂満坊 上水流町 高城町有水 山之口町花木
小 林 警 察 署	小林駅前交番 西小林駐在所 真方駐在所 細野駐在所 堤交番 東方駐在所 須木駐在所 野尻駐在所 三ヶ野山駐在所 紙屋駐在所 高原駐在所	小林市 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 西諸県郡	細野 北西方 真方 細野 堤 東方 須木下田 野尻町東麓 野尻町三ヶ野山 野尻町紙屋 高原町大字西麓
え び の 警 察 署	飯野駅前交番 五日市駐在所 えびの高原駐在所 加久藤駐在所 京町駐在所	えびの市 同 同 同 同	大字原田 大字杉水流 大字末永 大字小田 大字向江
高 岡 警 察 署	高岡交番 西高岡駐在所 穆佐駐在所 国富交番 北俣駐在所 深年駐在所 木脇駐在所 綾駐在所	宮崎市 同 同 東諸県郡 同 同 同 同	高岡町五町 高岡町浦之名 高岡町小山田 国富町大字本庄 国富町大字八代北俣 国富町大字深年 国富町大字木脇 綾町大字南俣
西 都 警 察 署	妻交番 蘭元駐在所 穂北駐在所 下三財駐在所 上三財駐在所 都於郡駐在所 三納駐在所 村所駐在所 銀鏡駐在所	西都市 同 同 同 同 同 同 同 児湯郡 西都市	妻町2丁目 大字右松 大字南方 大字下三財 大字上三財 大字鹿野田 大字三納 西米良村大字村所 大字銀鏡

高鍋警察署	高鍋交番 川南交番 川南検問所 伊倉駐在所 塩付駐在所 十文字駐在所 新富交番 上新田駐在所 新田駐在所 都農交番 木城駐在所	児湯郡 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	高鍋町大字北高鍋 川南町大字川南 同 川南町大字平田 川南町大字川南 同 新富町大字上富田 新富町大字新田 同 都農町大字川北 木城町大字椎木
日向警察署	日向市駅前交番 曾根交番 亀崎交番 細島駐在所 平岩駐在所 塩見駐在所 財光寺交番 美々津駐在所 椎葉駐在所 諸塚駐在所 西郷駐在所 南郷駐在所 東郷駐在所 坪谷駐在所 門川交番 西門川駐在所 北郷駐在所	日向市 同 同 同 同 同 同 同 東臼杵郡 同 同 同 日向市 同 東臼杵郡 同 同	上町 曾根町 3 丁目 亀崎東 2 丁目 大字細島 大字平岩 大字塩見 大字財光寺 美々津町 椎葉村大字下福良 諸塚村大字家代 美郷町西郷区田代 美郷町南郷区神門 東郷町山陰 東郷町坪谷 門川町大字門川尾末 門川町大字川内 美郷町北郷区宇納間
延岡警察署	南延岡交番 恒富交番 城山中央交番 延岡駅交番 和田越交番 昭和町交番 一ヶ岡交番 緑ヶ丘駐在所 南方駐在所 西階交番 上南方駐在所 東海駐在所	延岡市 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	平原町 5 丁目 三ッ瀬町 1 丁目 船倉町 2 丁目 幸町 3 丁目 稲葉崎町 4 丁目 川原崎町 北一ヶ岡 4 丁目 緑ヶ丘 4 丁目 松山町 西階町 1 丁目 細見町 川島町

	北川駐在所 土々呂駐在所 北方駐在所 曾木駐在所 北浦駐在所 島浦駐在所	同 同 同 同 同 同	北川町川内名 土々呂町4丁目 北方町川水流 北方町曾木 北浦町古江 島浦町
高 千 穂 警 察 署	三田井交番 岩戸駐在所 河内駐在所 上野駐在所 五ヶ瀬駐在所 鞍岡駐在所 日之影駐在所 八戸駐在所 高松駐在所	西臼杵郡 同 同 同 同 同 同 同 同	高千穂町大字三田井 高千穂町大字岩戸 高千穂町大字河内 高千穂町大字上野 五ヶ瀬町大字三ヶ所 五ヶ瀬町大字鞍岡 日之影町大字七折 同 同

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

平成27年度行政書士試験の合格者について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された平成27年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成28年1月28日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

8910001	8910013	8910015	8910019	8910037	8910039
8910075	8910082	8910102	8910107	8910111	8910129
8910139	8910141	8910144	8910151	8910166	8910168
8910201	8910213	8910228	8910241	8910242	8910257
8910259	8910265	8910275			

以上27名